

官 秘 第 5367 号
22. 4. 21
改正 官 秘 第 5832 号
31. 4. 1
改正 官 秘 第 7114 号
令和 5 年 4 月 1 日

大 臣 官 房 長

事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令の解釈運用について（通知）

事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令（昭和 42 年防衛庁訓令第 7 号（以下「訓令」という。））の解釈運用の基準は下記のとおり定められたので、通知する。

記

1 訓令の制定趣旨及び主要点等

(1) 制定趣旨

事務官等の級別定数（以下「級別定数」という。）は、防衛省職員給与施行規則（昭和 44 年総理府令第 45 号（以下「施行規則」という。））の別表第 1 から別表第 11 により組織別級別に定められ、その管理運用については、施行規則第 2 条において基本的事項が定められているに過ぎないので、法令の規則の範囲内で級別定数の合理的な管理運用を行う必要から、訓令を制定したものである。

(2) 訓令の主要点

ア 事務官等の給与制度が一般職の国家公務員の給与制度にならっていることに鑑み、級別定数の管理運用の制度も、級別定数の運用について（平成 26 年 5 月 30 日内閣総理大臣決定）によって定められている一般職の方式を踏まえることとした。

イ 部局別の定数管理者を備えて、適正な管理を行うこととした。

ウ 級別定数の流用及び暫定定数の設定の際には、一定の申請書及び上申書によることとした。

2 級別定数の適用範囲及び流用

- (1) 休職者、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号。第 6 項第 1 号 ア（ア）において「育児休業法」という。）第 27 条第 1 項において準用する同法第 3 条の規定により育児休業をしている職員、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成 7 年法律第 122 号）に定める派遣職員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 224 号）第 24 条第 1 項において準用する同法第 7 条第 1 項の規定により派遣される職員、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成 19 年法律第 45 号）第 10 条において準用する同法第 3 条の規定により自己啓発等休業をしている職員、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成 25 年法律第 78 号）第 11 条において準用する同法第 3 条の規定により配偶者同行休業をしている職員及び

令和7年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第35条において準用する同法第25条第1項の規定により派遣される職員、令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和4年法律第15号）第25条において準用する同法第15条第1項の規定により派遣される職員は、定員外であるから級別定数には拘束されない。

(2) 級別定数は、訓令第4条に定める場合に限り流用することができるものであるから、その他の場合に級別定数上の措置を必要とするときは、暫定定数の設定又は級別定数の改定を行うことが必要である。

3 4級以上の定数等の管理運用

訓令の別表第1から別表第24までに掲げる級別定数のうち、別表第46に掲げる級に属する官職及びそれより上位の級に属する官職並びに俸給の特別調整額の支給対象である官職の定数は、予算折衝に際して組織の区分に従って別に指定する職名の官職のための定数として認められた経緯があるので原則的には、その指定するところに従って運用することが望ましい。これらの定数を同表に掲げる官職以外の官職のために使用する場合（転任等により同表に掲げる官職のために使用する結果となる場合を含む。）には、あらかじめ大臣官房と調整するものとする。

4 暫定定数の設定

訓令第5条の規定により暫定定数を設定することができる場合を具体的にあげると次のとおりである。

(1) 次に掲げる事務官等について、その者の占める官職の職務内容及び部内の他の事務官等との均衡を配慮し、従前と同一の職務の級にとどまらせ、又は従前と同等と認められる職務の級に決定することが必要であると認められる場合

ア 転任等の異動に伴って、従前と同等以上の職務内容を有する異なる職名の官職を占めることとなった者

イ 退職又は他省庁への転出等を予定し、一時暫定の官職（一時的に設定された官職で、標準定数の定めがないもの。以下同じ）を占めることとなった者

ウ 公務上負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務によらない結核性疾患等にかかったため、勤務しないことにつき特に承認があり、一時暫定の官職を占めることとなった者

エ 復職の際一時暫定の官職を占めることとなった者

(2) 新たに俸給表の適用を受けることとなった事務官等について、その際に占めることとなった官職の職務の責任と重要度により、その者と同等の資格等を有する部内の他の事務官等の職務の級と同一の職務の級に決定することが必要であると認められる場合

(3) 次に掲げる事務官等について、その者が長期間勤務し、功績がきわめて顕著であり、職務内容及び部内の他の事務官等との均衡を考慮し、特に昇格させることが必要であると認められる場合

ア 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果、退職が予定されている者

イ 長期間同一の職務に従事し、高度の専門的な知識、経験を有している者

(4) 官職が新設され、標準定数が設定されるまでの間事務官等の職務の級を決定するため、一時、級別定数上の措置を行うことが必要であると認められる場合

(5) 標準定数が減少したため、現在員（暫定定数が設定されている事務官等を除く。）が標準定数を超えることとなり、一時、級別定数上の措置を行うことが必要であると認められ

る場合

5 暫定定数及び実行定数の関係

- (1) 4に掲げる事由に該当して暫定定数を設定しようとする場合において、その決定しようとする職務の級と同等以上の他の職名について定められた職務の級の定数に欠員があり、かつ、その欠員の補充が当分の間予定されていないときは、その欠員のある定数と振り替えて暫定定数を設定するものとする。
- (2) 4に掲げる事由で、事務官等が一時暫定の官職を占める場合及び暫定定数の設定に伴い当該職名の総数が増加する場合以外の事由に該当して暫定定数を設定した場合には、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 当該職名について、その設定された職務の級の標準定数又は実行定数を新たに設定した暫定定数の数だけ増加する。
 - イ その直近下位の職務の級の標準定数又は実行定数を振替にその増加した数だけ減じて実行定数を定める。
 - ウ 直近下位の職務の級において欠員がないため、イの方式により振替に減ずることができない場合には、さらにその職務の級より順次下位の職務の級の定数について振替を行う。
- (3) (1)に該当する場合には、暫定定数の設定に係る職名について、(2)に準じて実行定数を定めるとともに、欠員のある他の職名については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 決定しようとする職務の級の標準定数又は実行定数を新たに設定した暫定定数の数だけ減ずる。
 - イ その直近下位の職務の級の標準定数又は実行定数を振替にその減じた数だけ増加して実行定数を定める。
- (4) 一時暫定の官職を占めることとなった事務官等について暫定定数を設定した場合には、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 当該職名については、その暫定定数の数をもって実行定数とする。
 - イ 当該職名についてすでに暫定定数が定められている場合には、すでに定められた実行定数の数と新たに設定した暫定定数の数との和をもって実行定数とする。
 - ウ 欠員のある他の職名について定められている標準定数又は実行定数は、ア又はイにより新たに設定した暫定定数の数だけ減じたものをもって実行定数とする。
- (5) 4に掲げる事由で、暫定定数の設定に伴い当該職名の総数が増加する場合に該当するときは、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア その増加する職名については総数及び決定しようとする職務の級の標準定数又は実行定数は、新たに設定した暫定定数の数だけ増加したものををもって実行定数とする。
 - イ その増加に伴い振替に総数が減少する職名については、総数及び振り替えられる標準定数又は実行定数をそれぞれアにおいて新たに設定した暫定定数の数だけ減じたものをもって実行定数とする。
 - ウ 4(4)に掲げる事由で定員の増加を伴う場合に該当したときは、標準定数とは別に(4)に準じて、その定員の増加した職名について、暫定定数及び実行定数を定める。
- (6) 後に設定される暫定定数が、以前に設定された暫定定数よりも遡って適用される場合には、以前に設定された実行定数は、(2)の方法により改定されたものとする。
- (7) 暫定定数に欠員を生じた場合には、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 暫定定数及び当該職務の級の実行定数は、それぞれの欠員数だけ減ずる。
 - イ その暫定定数と振替に減じて定められた実行定数は、その欠員数に相当するだけ振替

に増加する。

- (8) 暫定定数が設定されている職名について、当該職務の級の標準定数が増加した場合には、暫定定数及び実行定数は、増加した標準定数の数だけ減ずるものとする。また、暫定定数と振替に他の職名について実行定数が定められている職務の級の標準定数が増減した場合は、増減後の標準定数について(3)に準じて実行定数が定められるものとする。
- (9) 以上のほか、級別定数が改定された場合においても、従前に設定された暫定定数は引き続き効力を有するものとし、(8)の例により取り扱うものとする。

6 その他の注意事項

(1) 級別定数と現在員の実情の把握

ア 級別定数の管理にあたっては、次のとおり現在員を十分に把握し、実状に即した措置を講ずること。

(ア) 事務官等の採用、昇格、降格その他の異動によって級別定数上の現在員の増減があった場合には、それが標準定数の範囲内であることを確認すること。

この場合において、1人の育児休業法第27条第1項において準用する同法第12条第1項に規定する育児短時間勤務職員（1週間当たりの勤務時間が20時間である者に限る。）が占める官職に他の1人の育児短時間勤務職員を並立任用した場合の級別定数上の現在員数については、当該官職を占める職員2人をもつて1として取り扱うものとする。

(イ) 暫定定数の設定又は設定事由の消滅があった場合には、そのつど暫定定数及び実行定数の増減を確認すること。

イ 級別定数管理簿については、訓令第6条の規定に基づきその記帳及び整理を的確に行い、級別定数の合理的な管理に資すること。

(2) 官職の新設

ア 官職の新設、改廃等の事由により、級別定数の改定を必要とする場合には、官職の設定の根拠、職務内容を明らかにして事前に大臣官房と調整すること。

イ 当面の級別定数の管理運用にあたり、暫定的な経過措置を必要とする場合には、個別に理由書を添えて防衛大臣に上申すること。

(3) 教育職俸給表（一）から行政職俸給表（一）に適用変更した定数の管理

平成17年度予算において教育職俸給表（一）の教務職員から行政職俸給表（一）に適用変更した官職は、適用変更後の級・人員を他の官職と区別し定数を管理するものとして認められた経緯があるので、従前同様に現在員を把握し、7月1日における状況を大臣官房長に報告すること。